



損保ジャパン日本興亜

日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会のみなさまへ

平成27年度版

柔道整復師・ 鍼灸マッサージ師 賠償責任保険

保険期間

2015年8月1日(午後4時)～
2016年8月1日(午後4時)

募集締切日

2015年7月10日

(これ以降は中途加入となります。)

中途でのご加入もできます

柔道整復師業務、鍼灸師業務を行う方

この保険で「柔道整復師業務」の賠償事故だけでなく、オプションで「鍼灸師業務」「院内施設の不備」の賠償事故も補償できます。「基本プラン」と併せて選択できる「オプションプラン」から構成されています。
 ※「オプションプラン」だけのご加入はできません。必ず「基本プラン」とセットでのご加入となります。
 ※本保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者(保険の対象となる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

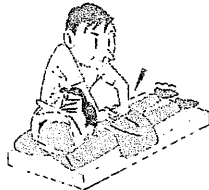
基本プラン①

オプションプラン①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

柔道整復師業務 による賠償事故(柔道整復師特約)

補償 「柔道整復師業務」にかかわる事故によって、患者に損害を与えてしまい、治療費や慰謝料、法律上の損害賠償責任内容 を負担しなければならないときを補償します。

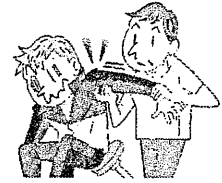
お支払い
できる
主な事例



治療中に強くおしすぎたために骨折させてしまった



温熱治療中に誤って火傷をさせてしまった



腕をひっぱった時に誤って脱臼させてしまった

■保険金額と保険料 柔道整復師業務 による賠償事故を補償

加入タイプ		年間保険料		A	B	C	D
お支払 限度額 (保険金額)	柔道整復師 業務に 基づく事故	対人賠償	1事故	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円
			1年間	3億円	1.5億円	9,000万円	6,000万円
		免責金額(自己負担額)				なし	

①院内施設の不備 による賠償事故(施術所危険担保追加条項)

補償 院内施設の不備、従業員の過失が原因で患者や見舞客、通行人などを傷つけたり、持物を壊したりして治療費や修内容 理費など法律上の損害賠償責任を負担しなければならないときを補償します。

お支払い
できる
主な事例



診療所の備えつけの棚から花びんが落ちて、患者がケガをした



診療所の看板がはずれて近所の家の窓ガラスを割った



従業員が患者とぶつかり患者がケガをした

■保険金額と保険料 ①院内施設の不備 による賠償事故を補償(施術所危険担保追加条項)

加入タイプ		年間保険料		イ	ロ	ハ	ニ
お支払 限度額 (保険金額)	建物や設備に 基づく事故	対人賠償	1名	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
			1事故	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
		対物賠償	1事故	3,000万円	1,000万円	500万円	500万円
		免責金額(自己負担額)				1,000円	

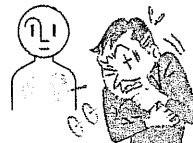
②鍼灸師などの業務 による賠償事故(はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特約)

補償 「鍼灸師などの業務」にかかわる事故によって、患者に損害を与えてしまい、治療費や慰謝料など法律上の損害賠償責任内容 を負担しなければならないときを補償します。(※はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の資格を有している方のみ補償の対象になります。)

お支払い
できる
主な事例



灸治療中に誤って火傷をさせてしまった



鍼を深く刺したことが原因で気胸となった



マッサージ治療で、誤って強くおしてしまったため、骨折させてしまった

■保険金額と保険料 ②鍼灸師などの業務 における賠償事故を補償(鍼灸師賠償責任)

加入タイプ		年間保険料		P	Q	R	S
お支払 限度額 (保険金額)	鍼灸師などの業務	対人賠償	1事故	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円
			1年間	3億円	1.5億円	9,000万円	6,000万円
		免責金額(自己負担額)				なし	

鍼灸師業務のみを行う方

この保険で「鍼灸師業務」の賠償事故だけでなく、オプションで「院内施設の不備」の賠償事故も補償できます。

「基本プラン」と併せて選択できる「オプションプラン」から構成されています。

※「オプションプラン」だけでのご加入はできません。必ず「基本プラン」とセットでのご加入となります。

※本保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者(保険の対象となる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

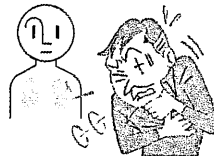
基本プラン②

鍼灸師などの業務による賠償事故 (はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特約)

補償内容 「鍼灸師などの業務」にかかわる事故によって、患者に損害を与えてしまい、治療費や慰謝料など法律上の損害賠償責任を負担しなければならないときに補償します。
※はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の資格を有している方のみ補償の対象となります。



灸治療中に誤って火傷をさせてしまった



鍼を深く刺したことが原因で気胸となった



マッサージ治療で、誤って強くおしてしまったため、骨折させてしまった

■保険金額と保険料 鍼灸師などの業務 における賠償事故を補償(鍼灸師賠償責任)

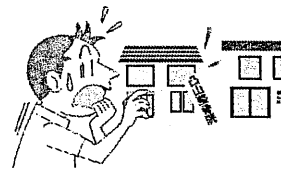
加入タイプ		P	Q	R	S
年間保険料		7,620円	5,280円	4,200円	3,600円
お支払限度額 (保険金額)	対人賠償	1億円	5,000万円	3,000万円	2,000万円
	1年間	3億円	1.5億円	9,000万円	6,000万円
	免責金額 (自己負担額)	なし			

院内施設の不備による賠償事故 (施術所危険担保追加条項)

補償内容 院内施設の不備、従業員の過失が原因で患者や見舞客、通行人などを傷つけたり、持物を壊したりして治療費や修理費など法律上の損害賠償責任を負担しなければならないときに補償します。



診療所の備えつけの棚から花びんが落ちて、患者がケガをした



診療所の看板がはずれて近所の家の窓ガラスを割った



従業員が患者とぶつかり患者がケガをした

■保険金額と保険料 院内施設の不備 による賠償事故を補償(施術所危険担保追加条項)

加入タイプ		イ	ロ	ハ	ニ		
年間保険料		1,300円	1,020円	720円	480円		
お支払限度額 (保険金額)	建物や設備に基づく事故	対人賠償	1名	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
		1事故	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
	対物賠償	1事故	3,000万円	1,000万円	500万円	500万円	
	免責金額 (自己負担額)	1,000円					

オプションプラン

■日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会の組合員

※基本プラン②(鍼灸師賠償)、オプションプラン②(鍼灸師賠償)は、「はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ指圧師」の資格を有している方のみ補償の対象となります。

●契約方式：「柔道整復師・鍼灸マッサージ師賠償責任保険」は、日本保健鍼灸マッサージ(協連)が契約者となり、ご加入を希望される施術所を加入対象者とする団体契約です。

●保険期間：平成27年8月1日(午後4時)～平成28年8月1日(午後4時)(1年間)

●申込期日：平成27年7月10日

平成27年7月10日までに、同封の「柔道整復師・鍼灸マッサージ師賠償責任保険加入依頼書」に必要事項を記入・捺印して記載内容に間違いがないかご確認のうえ、日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会までご郵送ください。

(これ以降は中途加入となりますので下記の「保険期間の途中でご加入される場合」をご参照ください。)

●保険料の払込方法

：年一回払いとします。

払込方法につきましては別途、日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会よりご案内します。

■保険期間の途中でご加入される場合

●保険期間：申込月の翌月1日から平成28年8月1日(午後4時)までの期間とします。

●保険料：年間保険料 × $\frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$ (1円単位を四捨五入して10円単位)

基本プラン、オプションプラン別に計算して合計してください。

(計算例)

12月10日に加入申込みを行い保険期間が1月1日から8月1日の場合、未経過月数は7か月となります。

合計年間保険料が16,000円(1ページ記載の基本プラン①Aタイプ:8,380円+オプションプラン②(鍼灸師)Eタイプ:7,620円)とすると、以下のとおり中途加入保険料は9,340円となります。

(基本プラン)

$8,380\text{円} \times \frac{7\text{か月}}{12\text{か月}} = 4,890\text{円}$ (1円単位を四捨五入して10円単位とします。)

(オプションプラン)①

$7,620\text{円} \times \frac{7\text{か月}}{12\text{か月}} = 4,450\text{円}$ (1円単位を四捨五入して10円単位とします。)

(合計保険料)

基本プラン：4,890円 + オプションプラン①：4,450円 = 9,340円

■お支払いする保険金は以下のとおりです。

1 法律上の損害賠償金

修理費、治療費、慰謝料等

2 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など

(損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出したものにすぎりません。)

3 権利保全行使費用

他人から損害の賠償を受けることができる場合においては、その権利の保全または行使のために要した費用

4 損害防止費用

損害拡大を防止するために支払った有益な費用

5 緊急措置費用

賠償責任がないと判明した場合において、被害者に対して支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用

6 協力費用

損保ジャパン日本興亜の求めに応じて損保ジャパン日本興亜への協力のために支出された費用

■下記の算式で計算してお支払いいたします。

お支払いする
保険金

$(\text{1 損害賠償金} - \text{免責金額}^{\#1})$
(自己負担額)

$+$ $(\text{2 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など}^{\#2}$
 $\text{3 権利保全行使費用} \text{ 4 損害防止費用} \text{ 5 緊急措置費用} \text{ 6 協力費用})$

保険金額(てん補限度額)を限度とします

かかった費用をお支払いします

※1 免責金額とは、支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

※2 2は、1 損害賠償金があてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の 1 損害賠償金に対する割合によってお支払いします。

(注1) 法律上の損害賠償責任が生じていないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払い対象とはなりません。

(注2) 賠償金額の決定については、事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。

(注3) 修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合

保険期間(責任)開始前の事故(損害)によるものは、保険金をお支払いできません。

この保険は、被保険者が、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたために法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- (注1) 法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。
 (注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。
 (注3) 保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

	保険金をお支払いする 主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
		共通事項	特約での固有事項
特約 柔道整復師	加入者(被保険者)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において、柔道整復師の業務を遂行することにより、他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、法律上の損害賠償責任を負った場合。 なお、上記の身体障害は保険期間中に発見されたものにかぎります。	①故意によって生じた賠償責任 ②従業員が業務中に被った身体障害 ③他人から借りたり預かっていたりしている物に対する賠償責任 ④戦争・暴動などによる賠償責任	①名誉さ損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ②業務の結果を保証することによって加重された賠償責任 ③被保険者が外科手術を行いまたは薬品を投与し、もしくはその指示をするなどの行為によって生じた賠償責任 ④被保険者が医師の同意を得ずに脱臼または骨折の患部に施術を行ったことによって生じた賠償責任 ⑤被保険者が所定の資格を有しないで行った業務の遂行に起因する賠償責任 ⑥美容を唯一の目的とする柔道整復行為、鍼灸行為などに起因する賠償責任
特約 はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ指圧師特約	加入者(被保険者)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において「はり、きゅう、あん摩・マッサージもしくは指圧」の業務を遂行することにより、施術対象者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、法律上の賠償責任を負った場合。 なお、上記の身体障害は保険期間中に発見されたものにかぎります。	⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた事故 ⑥世帯を同じくする親族に対する賠償責任	
追加条項 施術所危険担保	被保険者が所有、使用または管理する加入依頼書に記載された施設もしくは設備、または業務の遂行によって保険期間中に生じた偶然な事故により、第三者に身体障害や財物損壊を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。	⑦他人との間に結んだ損害賠償に関する特約により加重された賠償責任 ⑧排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任	①自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有、使用、管理に起因する賠償責任 ②施設の新築、修理、改造、取りこわしなどに起因する賠償責任 ③業務の遂行にあたり発生した当該業務の対象となる者の身体の障害によって生じた賠償責任

万一事故が起きた時は

事故発生を知った場合または損害賠償請求を受けた場合は、ただちに下記の手続きをおとりください。

- まず第一に次のような事項をメモしてください。
 - (イ) 事故発生の日時・場所
 - (ロ) 損害賠償請求を受けた日時
 - (ハ) 被害者の住所・氏名
 - (ニ) 事故の原因・状況
 - (ホ) 被害者から損害賠償の請求を受けたときは、その内容と金額
- 次にそのメモ事項をできるだけ早く「日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会」に連絡してください。
- それから、被害者の言い分をよく聞いてください。その際、議論はあまりせず、納得のいく解決を期するため、専門家に相談のうえ善処する旨を伝え、法律的質問が出た場合にも、軽率に回答しないようにご注意ください。

■ 事故発生の場合のご連絡先

日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会

〒018-1725 南秋田郡五城目町西磯ノ目1-2-13
TEL/FAX 018-852-2818

■ ご注意

- 被保険者(保険の対象となる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。
 ※本保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者(保険の対象となる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 損保ジャパン日本興亜または取扱代理店にご連絡(訴訟提起された場合も含みます。)がないまま示談交渉されまると、支払われた(または支払う予定の)損害賠償金の全部または一部について、保険金をお支払いできないことがありますので、必ず事前に損保ジャパン日本興亜までご相談ください。

- 商品の仕組み：「基本プラン①」は賠償責任保険普通保険約款に「柔道整復師特約」をセットしたものです。
「オプションプラン①」は賠償責任保険普通保険約款に「施術所危険担保追加条項」をセットしたものです。
「オプションプラン②」は賠償責任保険普通保険約款に「はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特約」をセットしたものです。
「基本プラン②」は賠償責任保険普通保険約款に「はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特約」をセットしたものです。
「オプションプラン」は賠償責任保険普通保険約款に「施術所危険担保追加条項」をセットしたものです。
- 保険契約者：「日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会」
- 保険期間：平成27年8月1日午後4時から1年間となります。保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。
- 申込締切日：平成27年7月10日。
中途加入の場合は、毎月25日までに日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会にご提出ください。(中途加入以外の保険期間の途中での内容変更も同様です。)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会
 - 被保険者：加入施術所もしくは組合員
 - お支払方法：年一回払いとします。
払込方法につきましては別途、日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会よりご案内します。
 - お手続き方法：添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会までご送付ください。
 - 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日から平成28年8月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては別途、日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会よりご案内します。
 - 中途脱退：この保険から脱退される場合は、日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会までご連絡ください。毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は、翌々月1日)からの脱退となります。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

本パンフレットの【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】【お支払いする保険金】をご確認ください。

ご加入に際して、特に注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は、団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(※)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

①保険料算出の基礎数字 ②業務内容

(注)賠償責任の補償を複数のご契約にセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。また、補償が重複する他の保険契約等がある場合において他の保険契約等から既に保険金等が支払われたときは、損害の額からそれらの額の合計金額を差し引いてお支払いします(ケガの補償に関する部分を除きます。)。ただし、加入依頼書等記載の保険金額を限度とします。

3.ご加入後における留意事項

●通知義務(ご契約締結後における留意事項)

- (1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、「日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会」までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合もご通知ください。

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ「日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会」までご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ず、日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会にお申し出ください。

4.責任開始期

賠償責任は保険期間初日の平成27年8月1日午後4時に始まります。

*中途加入の場合、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに「日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会」、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
(注)この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
④ 損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②被保険者の身体の傷害に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など
⑦ 保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
(注1)事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 - 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
 - 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
 - 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合
本パンフレットの【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。
7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等
この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは「日本保健鍼灸マッサージ師協会連合会」、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
8. 保険会社破綻時の取扱い
●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
9. 個人情報の取扱いについて
●保険契約者「日本保健鍼灸マッサージ師協会連合会」は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
●損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類や保険金をお支払いする場合)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・お支払方法(保険料払込方法)・満期返れい金・契約者配当金の有無

2. ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

- 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください。)
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。



問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

[取扱代理店]

株式会社タカダ保険事務所

〒132-0031 東京都江戸川区松島4-27-13
TEL 03-3654-9181 FAX 03-3655-2300
受付時間 平日/午前9時から午後5時まで

[引受保険会社]



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

東東京支店 江戸川支社
〒134-0083 東京都江戸川区中葛西3-29-1
スワロービル2F
TEL 03-3675-2561 FAX 03-3675-2939
受付時間 平日/午前9時から午後5時まで

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

●事故発生の場合のご連絡先

「日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会」

TEL 018-852-2818

●緊急時は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110

<受付時間> 平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、「日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会」までご連絡ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合

(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

制度提供団体 日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会

〒018-1725 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目 1-2-13

TEL 018-852-2818 FAX 018-852-2818

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、日本保健鍼灸マッサージ協同組合連合会までご照会ください。